点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		広告に関する規制の強化			府省名	環境省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その化	也
		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律					
規制の区分		■新設等 □緩和					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり□説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	*
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
(5)) 便益の分析	□金銭価値化	□定量	化	定性的記述	□分析なし	
6	別がりがれ	□費用便益分析	□費用効果分	析 □費用分析	■定性的な分析	□分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	■設定あり	□想定される代替案なし □設			□設定なし	
	8 代替案との 比較	■費用・便益でよ	七較 □費月	用で比較 □	便益で比較	□比較なし	
9	レビューを行う 時期又は条件	■設定あり	□設定なし				
【課題の説明】							•

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「⑧」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪遵守費用に係る補足説明≫

○ 当省の照会

遵守費用について、「流通が可能な、登録を受けた国際希少野生動植物種に関しては以下のような遵守費用が発生する。①登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記するため、広告の前段階での登録に係る申請のための郵送料、印刷紙代、通信費用。②登録等を受けた個体等であること、種名及び登録票等の登録記号番号を明記せずに広告をしていたものが新たに明記するためにかかる印刷、ネット掲載等に係る費用」と記載しているが、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、登録に係る申請において手数料の費用が発生することが想定される。

○ 環境省の説明

登録を受けようとする場合における手数料も、本件規制の遵守費用に含まれるべきものであると考えられる。

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

○ 当省の照会

費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、分析の結果を示していないが、 本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。

○ 環境省の説明

広告をしようとする者に対して登録等を受けた個体等であること等を明記するための費用や、適正な広告が行われていない場合における措置命令等に係る費用等と、野生動植物種の適正な流通管理及び違法な譲渡し等の未然防止が図られることによる希少種の種の保存がなされる便益を比較すれば、便益が費用を正当化できると考えられるため、本件規制は有効である。